

# 「平成25年改正フロン排出抑制法の施行状況の 評価・検討に関する報告書（案）」に対する意見募集について

令和4年4月22日

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会合同会議では、令和3年11月から、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年6月12日法律第39号）附則第11条に基づき施行状況等の評価・検討について審議が進められてきました。

これらを踏まえ、「平成25年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」を作成しました。

つきましては、本案について広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、以下の要領で意見の募集（パブリックコメント）を行います。

## 【意見募集要領】

### 1. 意見募集対象

平成25年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）

### 2. 意見募集期間

令和4年4月22日（金）から同年5月22日（日）まで  
（郵送の場合は同日必着）

### 3. 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」の一覧から「平成25年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対する意見募集について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

(2) 郵送による提出の場合

以下の意見提出様式により、御提出ください。

【提出先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 3 階  
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室  
パブリックコメント担当 宛て

<意見提出様式>

宛先：環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

件名：平成 25 年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書  
(案) に対する意見

住所：

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者名）：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

<該当箇所> 頁 行目（意見対象箇所を明記してください。）

<意見内容>

<意見の理由>（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※ 1 枚の紙に複数の意見を記入する際は、上記の点を繰り返し記入してください。

(注意事項)

- ・御提出いただきました御意見については、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

#### 4. 資料の入手方法

##### (1) インターネットによる閲覧

- ・ 環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/press/110939.html>

- ・ 電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

##### (2) 環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室にて配布

#### 5. 問合せ先

環境省地球環境局総地球温暖化対策課フロン対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5521-8329